

事務連絡
令和2年4月14日

会員団体各位

一般社団法人 全国中小建設業協会
会長 土志田 領 司

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言 を受けた対応について

日頃から一般社団法人 全国中小建設業協会の管理運営に多大なご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い緊急事態宣言を受けて、中小・小規模事業者を含む、すべての事業者には、同宣言が出ている地域か否かを問わず接触削減の徹底が要請されているところであり、当面の方針として次のとおり対応することとしますので、連絡いたします。

また、中小・小規模事業者としては、当面の方針の対応に困難は伴うものの、現場や事務所の要望や情報をくみ上げるとともに、新型コロナウイルス感染症防止措置を柔軟かつ迅速に打っていただきたく、申し添えます。

- 1 新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した上で継続している工事現場の方針
受注者の責によらない事由に当たる全国の工事現場の状況如何によっては、工事の一時中止や工期延長などの希望を発注者と協議して、適切に対応するものとする。
- 2 どうしても出勤せざるを得ないと判断される工事現場や事務所の出勤者の方針
通勤者の減少が十分ではないとする指摘もあり、工事現場や事務所の出勤者が最低でも7割減となるよう、出勤・退勤時間の時差通勤や交代勤務など、適切に対応するものとする。ただし、緊急事態宣言が出ている地域と出していない地域によっては対応が異なる工事現場、設計コンサルタントが稼働していない工事現場、維持工事の現場など、現場状況がさまざま想定されることから、継続している工事現場については、1のとおり工事の継続か中止について発注者と十分協議して対応するものとする。

以上